

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年11月11日
【会社名】	株式会社 トリドール
【英訳名】	Toridoll.corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 粟田 貴也
【本店の所在の場所】	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
【電話番号】	078(200)3430(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 小林 寛之
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号
【電話番号】	078(200)3430(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 小林 寛之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 708,102,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	600,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成26年11月11日(火)開催の取締役会決議によります。

- 2 平成26年11月11日(火)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式3,200,000株の一般募集(以下、「一般募集」という。)及び当社普通株式2,350,000株の売出し(以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、600,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

大和証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成26年12月19日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

- 3 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	600,000株	708,102,000	354,051,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	600,000株	708,102,000	354,051,000

(注)1 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券株式会社
割当株数	600,000株
払込金額の総額	708,102,000円
割当てが行われる条件	前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり

- 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成26年12月24日(水)	該当事項なし	平成26年12月25日(木)

- (注)1 発行価格及び資本組入額については、平成26年11月19日(水)から平成26年11月25日(火)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 全株式を大和証券株式会社へ割当て、一般募集は行いません。
 - 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については、当該株式に係る株式の割当てを受ける権利は消滅します。
 - 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社トリドール 本店	神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 神戸営業部	兵庫県神戸市中央区浪花町56

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
708,102,000	4,000,000	704,102,000

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成26年10月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限704,102,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会において決議された一般募集の手取概算額3,750,544,000円と合わせた手取概算額合計上限4,454,646,000円について、平成28年3月末までに、2,070,000,000円を国内の新規出店並びに既存店の大規模改装及び設備入替に伴う設備投資資金に、1,360,000,000円を在外子会社の新規出店に伴う設備投資のための投資資金に、330,000,000円を関連会社であるTORIDOLL AND HEYI GROUP COMPANY LIMITEDに対する投資資金(同社子会社の新規出店に伴う設備投資資金)に、220,000,000円を同じく関連会社であるNODU FOODS CO., LTDに対する投資資金(同社の新規出店に伴う設備投資資金)に充当する予定であり、残額を平成27年3月末までに長期借入金の返済資金の一部に充当する予定であります。上記資金使途に充当するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。在外子会社及び関連会社に対する投資については、いずれも子会社である東利多控股有限公司を通じて行う予定であります。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照情報」に記載の有価証券報告書(第24期)中の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」は、本有価証券届出書提出日(平成26年11月11日)現在(ただし、投資予定額の既支払額については平成26年9月30日現在)、次のとおりとなっております。

会社名	事業所名	セグメントの名称	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後の増加能力(席)
			総額(百万円)	既支払額(百万円)				
提出会社	<丸亀製麺> レイクタウンmori店 (埼玉県越谷市)	丸亀製麺	42	-	自己資金	平成26年9月	平成26年11月	- (注)4
	ビーンズキッチン武蔵浦和店 (埼玉県さいたま市)	同上	71	-	増資資金	平成26年10月	平成26年12月	50
	モラージュ菖蒲店 (埼玉県久喜市)	同上	32	1	自己資金及び増資資金	平成26年11月	平成27年1月	- (注)4
	イオン茨城店 (大阪府茨城市)	同上	37	-	増資資金	平成27年2月	平成27年4月	- (注)4
	ゆめタウン廿日市店 (広島県廿日市市)	同上	34	-	同上	平成27年4月	平成27年6月	- (注)4
	その他13店舗 (未定)	同上	600	-	同上	平成26年11月 ~平成28年1月	平成27年1月 ~平成28年3月	- (注)4
	改装予定30店舗	同上	375	-	同上	平成27年3月 ~平成28年2月	平成27年4月 ~平成28年3月	- (注)4
	設備入替予定100店舗	同上	100	-	同上	平成27年4月 ~平成28年3月	平成27年4月 ~平成28年3月	- (注)4
	<MARUGAME UDON> イオンモール多摩平の森店 (東京都日野市)	同上	42	-	自己資金	平成26年9月	平成26年11月	- (注)4
	<とりどーる> 2店舗 (未定)	とりどーる	140	-	増資資金	平成27年4月 ~平成28年1月	平成27年6月 ~平成28年3月	- (注)4
	<コナズ珈琲> 1店舗 (未定)	その他	70	-	増資資金	平成26年10月	平成26年12月	- (注)4

会社名	事業所名	セグメント の名称	投資予定額		資金調達方 法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力 (席)
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
	<ラナイカフェ> イオンモール沖縄ライカ ム店 (沖縄県中頭郡)	同上	60	-	増資資金	平成27年2月	平成27年4月	- (注)4
	ゆめタウン廿日市店 (広島県廿日市市)	同上	72	-	同上	平成27年4月	平成27年6月	- (注)4
	その他5店舗 (未定)	同上	350	-	同上	平成27年4月 ~平成28年1月	平成27年6月 ~平成28年3月	- (注)4
	<まきの> 1店舗 (未定)	同上	50	-	増資資金	平成27年4月 ~平成28年1月	平成27年6月 ~平成28年3月	- (注)4
	<その他業態> 1店舗 (未定)	同上	80	-	増資資金	平成27年4月 ~平成28年1月	平成27年6月 ~平成28年3月	- (注)4
TORIDOLL AUSTRALIA PTY LIMITED	<丸亀製麺> 2店舗 (未定)	その他	140	-	増資資金	平成27年1月 ~平成27年12月	平成27年4月 ~平成28年3月	- (注)4
	<博多ん丸> 3店舗 (未定)	同上	210	-	増資資金	平成26年9月 ~平成27年12月	平成26年12月 ~平成28年3月	- (注)4
TORIDOLL KOREA CORPORATION	<丸亀製麺> 11店舗 (未定)	その他	770	-	自己資金及 び増資資金	平成26年8月 ~平成27年12月	平成26年11月 ~平成28年3月	- (注)4
	<その他業態> 3店舗 (未定)	同上	210	-	増資資金	平成27年1月 ~平成27年12月	平成27年4月 ~平成28年3月	- (注)4
TORIDOLL KENYA LTD	<teriyaki JAPAN> 1店舗 (未定)	その他	100	-	増資資金	平成27年1月 ~平成27年12月	平成27年4月 ~平成28年3月	- (注)4

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 設備の内容は全て営業店舗用設備であります。

3 投資予定額には敷金及び保証金、建設協力金が含まれております。

4 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月27日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月8日近畿財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月10日近畿財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年11月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月30日に近畿財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年11月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成26年10月31日に近畿財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成26年11月10日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

以下の内容は、上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成26年11月11日)までの間において生じた変更すべき事項を含め、その全体を一括して記載したものであります。変更となった箇所につきましては_____ 〆で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成26年11月11日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

以下には、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成26年11月11日)現在において当社グループが判断したものであり、当社株式への投資に関する全てのリスクを網羅するものではありませんのでご注意ください。

外食業界の動向及び競合の激化について

当社グループの属する外食業界は、ファストフードチェーン大手が相次いで比較的高価格のフェアメニューを投入し、客単価アップを図るなど、景気の回復による個人消費の回復への期待感はあるものの、景気の不透明感から本格的な需要の回復には至らず、引き続き経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、「大衆性」「普遍性」「小商圈対応」のコンセプトのもと臨場感及びエンターテインメント性を前面に押し出した店づくりにより、競合他社との差別化を強めております。また、QSCの維持・向上、教育の充実等を図ると共に人的効率の改善等の経費削減策を実施し、収益性を維持する方針であります。

しかしながら、外食市場の縮小、競争の激化等により既存店の売上高が当社の想定以上に減少した場合、又は経費削減策が奏功しなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

店舗展開について

(a) 店舗展開の基本方針について

当社グループは、主に直営による店舗運営を行っております。今後も立地条件、賃借条件、店舗の採算性などを勘案し、出店を継続していく方針であります。

しかしながら、許認可手続きの遅れ等によるオープン日の遅延又は、当社グループが期待する出店候補地が見つからない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) ショッピングセンターへの出店について

当社グループの平成26年9月末における国内直営店849店舗のうち、192店舗がショッピングセンターへの出店となっております。

当社グループは、今後もショッピングセンターへの出店を行っていく方針であります。出店先のショッピングセンター等の立地において、商流の変化及び周辺の商業施設との競合等が生じることによりショッピングセンター自体の集客力が低下した場合、また、今後新規ショッピングセンターの出店の減少、あるいはリニューアルの鈍化により当社グループへの出店要請が減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) ショッピングセンターに係る契約について

ショッピングセンターに係る契約の中には、最低売上高の未達、資本構成又は役員構成の重要な変更、役員過半数の変更、合併その他の営業に関する重大な変更等を原因として解除される可能性のある契約が存在するため、これらの事由が生じ、契約が解除された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ショッピングセンターにおいては、一賃貸人と多数の店舗について契約を締結している場合があり、かかる賃貸人との複数の契約が同時に解除された場合、当社グループの業績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(d) ロードサイド店舗の出店について

当社グループの平成26年9月末における国内直営店849店舗のうち、657店舗がロードサイド店舗となっております。

ロードサイド店舗においては、メニュー構成、販売促進施策、営業時間といった当社独自の営業方針が直接的に反映できることから、当社グループは、厳選した立地において出店を継続する方針であります。ロードサイド店舗は立地特性で集客力が大きく左右されます。そのため、当社グループが希望する立地への出店ができなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(e) 敷金、保証金、建設協力金について

当社グループは、出店等に際して賃借物件(土地・建物)により店舗開発を行うことを基本方針としております。賃借物件においては、賃貸人に対し、敷金、保証金、建設協力金を預け入れる場合があり、今後の賃貸人の経営状況によっては、当該店舗にかかる敷金、保証金、建設協力金の返還や店舗運営の継続に支障が生じる可能性があります。

また、当社グループの都合による中途解約があった場合、当社グループが締結している賃貸借契約の内容によっては敷金、保証金、建設協力金の全部又は一部が返還されない場合があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(f) 主要業態への依存について

当社グループは、今後、新業態・新市場の開拓を図ってまいります。依然、丸亀製麺事業が売上の大半を占め、主力業態として他業態を牽引しております。

消費者の嗜好の変化等による麺類需要の低下などがあった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 減損損失及び不採算店舗の閉鎖について

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、減損会計を適用し、事業用固定資産の投資の回収可能性を適時判断しております。

当社グループは、減損会計の適用により適時減損兆候の判定を行い、今後の出店数の増加に伴う不採算店舗の発生を早期に把握し、投下資本の選別をより厳しく行う事によって、経営効率の向上を目指してまいります。

事業環境の変化等により収益性が著しく低下した場合、減損損失を計上する可能性があり、また、不採算店舗の閉鎖時においては、賃貸借契約及びリース契約の解約に伴う損失等が発生するため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(h) 商標権について

当社グループは、商標権を各事業にとって重要なものと位置付け、登録が困難なものを除き、商標の登録を行う方針であります。

しかし、当社グループが使用している商標が第三者の登録済の商標権を侵害していることが判明した場合には、店舗名の変更等に伴い費用が発生する可能性があるほか、商標の使用差止、使用料及び損害賠償等の支払請求がなされる可能性もあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債依存度について

当社グループは出店のための資金を主に銀行借入により調達するほか、店舗の賃借によるリース債務によって賅っております。この結果、平成26年9月末における当社グループの有利子負債残高は251億41百万円となり、有利子負債依存度は48.0%となっております。

現在は主に、固定金利に基づく長期借入金により資金を調達しているため、一定期間においては金利変動の影響は軽微であります。当面、出店資金を主に有利子負債で調達する計画であるため、金利動向及び金融情勢等により、当社グループの業績及び事業展開に影響を受ける可能性があります。

(注) 有利子負債残高は、長期借入金(1年内返済予定を含む)並びに短期及び長期リース債務の合計額であります。

人材の確保等について

当社グループは、今後、店舗展開を行う中で、店舗開発や店舗運営において経験を持った人材を確保し、育成していくことは重要な課題であると考え、求人・採用のレベルアップ、採用後の従業員に対するフォローの充実、OJTによる教育、人事考課制度充実による実力主義の浸透などによる人材育成に取り組んでおります。また、質の高い店舗スタッフの安定的な確保及び育成も重要な課題であると考えております。

しかしながら、人材確保及び人材育成が当社グループの計画通り進まない場合、お客様に満足いただけるサービスの提供が十分に行えないなど、当社グループの業績及び出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

(a) 法的規制全般について

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加え、食品衛生法をはじめとする食品衛生関係のほか、環境関係、建築設備関係などの様々な法的規制を受けております。

これらの法規制が変更・強化された場合には、それに対応するための新たな費用が発生することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 食品衛生法について

当社グループが運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所轄保健所より飲食店営業許可を取得しておりますが、食中毒事故等が発生した場合には、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

食の安全について

当社グループは、従前より食の安全への対応を重視しており、店舗における衛生状態に関する調査を外部専門業者に依頼し、また当社品質管理担当による直接指導を実施するなど、その対策を順次強化しております。

また、仕入食材への更なる対策の必要性を認識し、従来より行っております仕入先の工場に対する当社規格書・当社指定の品質及び衛生管理基準の遵守状況等の調査、輸入食材の輸出用衛生証明書の確認等に加え、PB(プライベート・ブランド)商品等に対する品質・安全性に対する確認も強化してまいります。

しかしながら、これらの対策にも拘わらず当社グループの提供するサービスにおいて食の安全性が疑われるなどの事態が発生した場合は、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等について

当社グループは、国内及び海外において店舗運営をしておりますが、当社グループの営業地域において、大規模な地震や洪水、台風等の自然災害等が発生し、原材料の調達が阻害された場合や店舗施設の損壊などにより店舗の休業や営業時間の短縮を余儀なくされた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業展開におけるリスクについて

当社グループは、国内及び海外において店舗展開しており、海外子会社又は関連会社の進出国における政情、経済、法規制、ビジネス慣習等の特有なカントリーリスクにより、計画した事業展開を行うことができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループは、海外においては子会社又は関連会社による店舗運営のほか、現地企業とフランチャイズ契約を締結し、同国内でのスムーズな多店舗展開及び地域に根付いた店舗運営を図っているため、フランチャイズ加盟企業の減少や業績の悪化により、フランチャイズ・チェーン展開が計画通りに実現できない場合、ロイヤリティ収入が減少することなどにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社トリドール 本店
(神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。